

2021年3月24日

令和3年度
事業計画書

社会福祉法人 昭和会

《昭 和 会》

基本理念

「誰もが その人らしく暮らせ かつ権利が守られ さらにその尊厳がいささかも損なわれることのない社会づくり」

運営方針

1. 利用者や社会に信頼される法人の経営・運営を行う。
2. 経営環境の変化や課題に対応できる組織づくりを行う。
3. 利用者一人ひとりに加え職員の人権と尊厳を大切にする。
4. 支援における専門性の確立とその確保に努め、新たな変化に対応できる組織としての強化を行う。
5. 利用者の意思を尊重し、施設や地域での生活が充実して送れるよう可能な限り、一人ひとりのニーズにあった支援を提供する。
6. 職員が働きやすい職場づくりに努め、人材の確保・育成・定着を図る。
7. 職員一人ひとりが経営・運営を行う一員としての自覚を持ち、活気ある職場の実現を図る。
8. 大規模災害や新規感染症他に対する備えを継続的に行う。

事業計画

1. 社会福祉法人相互の連携を図り、地域における公益的な取り組みを行う。
2. 経営環境の変化や課題に対応できるよう、本部機能の強化を図る。
3. 定員を満たしていない事業については、経営が維持できるよう利用者の確保に努める。
4. 人を人として大切にす取り組みを一層進める。(虐待防止を含む)
5. 人材確保と人材の育成・定着に向けた取り組みを進める。
 - ①職員が働きやすい職場環境づくりに取り組む。
 - ②臨時・正職員Ⅰ・Ⅱ等それぞれの役割と給与体系の見直しを行う。
 - ③職員一人ひとりが、仕事にやりがいや喜びが感じられるような取り組みを進める。
 - ④研修体制を確立し、職員の育成・定着に努める。
6. 南海トラフ地震等危機管理への取り組みを進める。
7. 法人または各事業所にそった新型コロナウイルス感染対策の万全を図る。

重点目標

- ・目標や目的をチームや施設・法人全体で共有し実行する。
- ・感染対策のさらなる強化。

社会福祉法人昭和会 職員構成

令和3年4月1日見込 (単位:人)

拠点	本部	昭光園			福祉牧場 おこなろ園		福祉事業所えぼし		東部障害者福祉センター					グループホーム		合計
		生活介護 日中一時	就労継続 支援B型	放課後等 デイサービス	障害者支援 施設 短期入所・ 日中一時	グループ ホームあい	生活介護 「あずか」	生活介護 日中一時	特定 相談支援	障害児 相談支援	相談支援 (委託事業)	子育て支援 センター (委託事業)	グループ ホーム ほんまち	児童発達 支援 (療育所等 訪問支援)	放課後等 デイサービス	
サービス事業																
管理者		0.4	0.3	0.3	1.0	0.4	0.4	0.6	0.3	0.1		1.0	0.2	0.7	0.3	6.0
サービス管理 責任者		1.0	1.0		2.0	0.5	0.5	1.0					0.5			6.5
児童発達支援 管理責任者				1.0										1.0	1.0	3.0
生活支援員		8.0	4.0		37.0	4.2	4.0	4.6					3.0			64.8
夜勤専門 支援員					3.2	1.0							1.0			5.2
看護師		1.0			2.0	0.2	0.7	0.4					0.1			4.4
栄養士					1.0											1.0
職業指導員			3.1													3.1
相談支援 専門員									1.7	1.1	2.2					5.0
指導員				0.5										0.5		1.0
保育士				3.0										1.0	2.8	12.0
児童指導員														7.5	0.6	8.1
世話人						5.2							4.8			10.0
事務員	3.5	0.3	1.1	0.1	2.5											7.5
その他	6.0	0.5	0.3	0.2	1.0									0.4		8.4
小計	9.5	11.2	9.8	5.1	49.7	11.5	5.6	6.6	2.0	1.2	2.2	2.5	9.6	14.8	4.7	146.0
合計	9.5	26.1	17.1	49.7	14.5	19.5	146.0						9.6			146.0

* 職員配置は常勤換算法による(小数第2位以下切捨て):1週40時間 勤務者=1.0

* 理事、部長、部長、作業員、清掃員等、上記に当てはまらない職種はその他に含む。

* 派遣労働者を含む。(各職種)

令和3年度 理事会等の年間日程（予定）

定時評議員会	定時	年1回	6月
定例理事会	定例	5月・12月・3月	
人事委員会	毎月	第4月曜日	PM～
運営委員会	毎月	第4火曜日	PM～
企画委員会	随時		
施設長会	毎月	第4月曜日	AM～
課長会	毎月	1回以上	
主任会	毎月	1回以上	
事務研修会	毎月	20日	PM 2:00～

職員会

昭光園	月1回以上
おおなる園	〃
東部	〃
児童発達支援センター	〃
昭和会グループホーム	〃
えぼし	〃

開催月日	法人関係	施設関係	備考
4月1日(木)		人事異動	
20日(火)		事務研修会	
26日(月)	人事委員会		
27日(火)	運営委員会		
5月11日(火)		決算資料調査(昭光園・本部・東部)	2022年度職員採用に向けての事業所説明会
12日(水)		決算資料調査(おおなる園・えぼし・新本町・グループホーム)	
14日(金)	内部監査 AM9:30～		
17日(月)	人事委員会		
18日(火)	運営委員会		
26日(水)	定例理事会		
6月15日(火)	定時評議員会 理事会		
21日(月)		事務研修会	
28日(月)	人事委員会		
29日(火)	運営委員会		
7月20日(火)		事務研修会	第1回正職員採用試験(下旬)
26日(月)	人事委員会		
27日(火)	運営委員会		
8月20日(金)		事務研修会	
21日(土)	法人研修会		
23日(月)	人事委員会		
24日(火)	運営委員会		
31日(火)		人事異動発表	
9月21日(火)		事務研修会	
27日(月)	人事委員会		
28日(火)	運営委員会		
10月1日(金)		人事異動	第2回正職員採用試験(下旬)
20日(水)		事務研修会	
25日(月)	人事委員会		
26日(火)	運営委員会		
11月19日(金)		事務研修会	2022年度職員採用に向けての事業所説明会
22日(月)	人事委員会		
24日(水)	運営委員会		
12月17日(金)	定例理事会		
20日(月)		事務研修会	
27日(月)	人事委員会 運営委員会		
1月20日(木)		事務研修会	第1回臨時職員面接(下旬)
24日(月)	人事委員会		
25日(火)	運営委員会		
2月18日(金)		事務研修会	
21日(月)	人事委員会		
22日(火)	運営委員会		
28日(月)		人事異動発表	
3月14日(月)	人事委員会		事務研修会
15日(火)	運営委員会		
22日(火)			
23日(水)	定例理事会		
25日(金)	新規採用研修会		

※日程が定まっていないものについては、運営委員会に決定していきます。

社会福祉法人 昭和会 令和3年度 研修計画

法人	法人事務局
<ul style="list-style-type: none"> ・法人研修会（8月） ・新規採用職員研修会（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務研修会（月1回） ・労務管理研修 ・経営管理職員研修 ・会計・経営に関する研修 ・福祉人材確保セミナー

施設共通研修	
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止研修 ・災害対策研修 ・救急救命研修 ・防火管理者講習 ・安全運転管理者講習 ・メンタルヘルス研修 ・リスクマネジメント研修 ・感染症対策研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員階層に応じた研修（新任・中堅・指導職・管理職等） ・サービス管理責任者研修 ・強度行動障害支援者養成研修 ・福祉協会主催研修（全国・中四国・四国・高知県） ・行動障害の理解に関する研修 ・意思決定支援に関する研修 ・会計・経営・労務に関する研修

昭光園	福祉牧場おおなる園	東部障害者福祉センター
<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援に関するセミナー ・みてわかる支援と環境づくり ・行動援護従事者養成研修 ・自閉症者のための実技講習会 ・児童発達支援に関する研修 ・健康管理・服薬管理研修（感染症対策含む） ・ケア基本研修 生活ケア編 ・ミュージックケア初任者研修 ・コミュニケーション研修（全職員参加型） ・その他必要に応じた研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・みてわかる支援と環境づくり ・服薬管理研修 ・食事に関する研修 ・ケア基本研修 知識編 ・ケア基本研修 生活ケア編 ・かがみの育成園勉強会 ・コミュニケーション研修 ・福祉避難所運営研修 ・自閉症セミナー ・ブラザーウィリー支援者講習会 ・てんかん基礎講座 ・その他必要に応じた研修 （※状況に応じて Zoom 等にて参加予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援全国大会総会及びコーディネーター研修 ・相談支援・就業支援セミナー ・地域支援セミナー ・相談支援・全国連絡協議会 ・精神障害・発達障害等の支援研修 ・相談支援従事者現任者研修 ・地域子育て支援センター施設長研修 ・みてわかる支援と環境づくり ・社会福祉士実習指導者講習会 ・その他必要に応じた研修
児童発達支援センターしんほんまち	昭和会グループホーム しんほんまち	福祉事業所 えぼし
<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児等支援スキルアップ研修 ・発達障害に関するセミナー ・ミュージックケア研修 ・発達講座 ・中国四国地区幼児通園施設関係研修 ・ポーター初級研修セミナー ・その他必要に応じた研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム研修 ・地域福祉セミナー研修 ・健康・服薬管理研修 ・食事に関する研修 ・衛生に関する研修 ・地域生活を支援する研修 ・その他必要に応じた研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム研修 ・地域福祉セミナー研修 ・健康・服薬管理研修 ・ケア基本研修【介護技術】 ・ケア基本研修【医療との連携】 ・介護福祉士会主催研修 ・高齢者への介護技術研修 ・その他必要に応じた研修

《 昭 光 園 》

- ・多機能型事業（就労継続支援B型：定員30名、生活介護：定員40名）
- ・地域生活支援事業（日中一時支援事業《対象利用者：主として知的障害者》）定員2名

運 営 方 針 （事業共通）

1. 法人の基本理念及び運営方針を事業所運営におけるすべての礎とする。
2. 利用者一人ひとりに向き合い・寄り添い「自分たちのことは自分たちで決める」という利用者の自己選択・自己決定の意思を大切にする利用者主体の支援に努める。
3. 利用者が安心して過ごせる場所となるよう支援の充実を図る。
4. 職員が「ここで働きたい」と思える職場づくりに努める。
5. 地域における社会資源としての役割を果たす。

事 業 計 画

1. 障害福祉サービスの基本的な方向性に基づき、各事業の役割を整理し、特色をもたせる。
2. 選ばれる事業所を目指し、利用率アップや利用契約者の増加につなげる。
3. 人を人として大切にする取り組み（権利擁護・虐待防止）を一層進める。
4. 短期的・長期的な視点を持ち、“その人らしい暮らしの実現”に向けチームで支援する。
5. 事故報告書やヒヤリ・ハット報告書の分析とそれに基づく改善を徹底する。
6. 就労継続支援B型事業と生活介護事業、それぞれに工賃支給に関する評価基準を見直しする。
7. 支援記録システムの活用を促進する。
8. ハード面・ソフト面において働きやすい職場づくりに努め、職員体制を安定させる。
9. 事業所内外における職員研修の充実を図る。
10. 南海トラフ地震等、大規模災害時対策に引き続き取り組む。
11. 新型コロナウイルス感染対策に取り組む。
12. 地域におけるコミュニティの1つとなれるよう努める。

重 点 目 標 （昭光園共通）

- ・選ばれる事業所を目指し、利用率アップや利用契約者の増加につなげる。
- ・新型コロナウイルス感染対策のさらなる徹底を図る。

（就労継続支援B型事業）

1. 個々の力を十分に発揮できるように作業環境を整え、それぞれに合った作業支援を行う。
2. 働くための基本的姿勢、作業に必要な知識・技術の習得、社会的ルールやマナーなどについて学ぶ機会を設ける。

3. 作業を通して、目標達成（工賃向上を含む）できるよう支援する。

パン工房 奏

1. 安定した店舗運営が継続するよう見直しを行う。
2. 顧客ニーズを取り込んだ店舗経営をし、“(利用者が)働く拠点”としての充実を図る。
3. HACCP(*1)に基づいた衛生管理を行う。
4. “働くということ”をより感じられるよう支援する。
5. 一人ひとりがそれぞれの課題に取り組みながら、次へのステップにつなげられるよう支援する。

(*1) HACCP (ハサップ) : 「Hazard (危害)」「Analysis (分析)」「Critical (重要)」「Control (管理)」「Point (点)」の5つの単語の頭文字に由来する、国際的な衛生管理手法のこと。食品衛生法等の一部改正により、2021年6月からは全ての食品等事業者がHACCPに基づいた衛生管理を行うことが義務化されている。

(生活介護事業)

1. 利用者本人が自己決定できるよう利用者中心の支援に努める。
2. ご本人の心身の状態や家庭環境の変化に応じて社会資源の活用を提案し、各機関と連携を図る。
3. 高齢化、重度化に向けた取り組みをすすめる。
4. 自分の考えや想いを表現する場を設け、自己表現の力を育む。
5. スポーツを通して、楽しみながら身体を動かす機会を設ける。
6. 利用者の興味や目的にあわせて、楽しめる活動を計画する。

(日中一時支援事業)

1. 日常生活の支援及び創作的活動や生産活動等の機会を設け、利用する期間または時間を有意義に過ごすことができるよう家庭、関係機関との連携に努める。

事業内容

(1) 活動

(就労継続支援B型事業)

- ・受託加工 ・施設外就労(受託公園清掃) ・自主製品製造販売(「奏」店運営)・事業所内清掃
- ・その他

(生活介護事業)

- ・身体機能の維持/向上の為の活動 ・創作活動 ・受託加工 ・受託公園清掃 ・その他

(日中一時支援事業)

- ・日常生活の支援及び創作活動や生産活動 ・その他

(2) 日 課 (就労継続支援B型事業・生活介護事業) * 日中一時支援事業はこれに準ずる。

時 間	就労継続支援B型事業	時 間	生活介護事業
8:30~	利用者登園	8:30~	送迎サービス 利用者登園
9:00~10:30	作 業	9:00~10:40	作業・日中活動
10:30~10:40	休 憩	10:40~10:50	休 憩
10:40~12:00	作 業	10:50~12:00	作業・日中活動
12:00~13:00	昼食・休憩	12:00~13:00	昼食・休憩
13:00~14:30	作 業	13:00~14:45	日中活動
14:30~14:45	休 憩	14:45~15:00	休 憩
14:45~16:00	作 業	15:00~16:00	日中活動
16:00~	利用者降園	16:00~	利用者降園
		※15:15~	送迎サービス

※事業の状況や行事等 その時々の利用者の状態に合わせて活動内容の検討・変更を行う。

(3) 年間行事予定表 (就労継続支援B型事業・生活介護事業)

年 月	主 要 及 び 関 連 行 事
令和 3年 4月	
5月	高知県障害者スポーツ大会 (水泳・ノーガーターボウリング)
6月	高知県障害者スポーツ大会 (陸上・卓球・ボウリング他) 東部地区施設交流会
7月	
8月	夏祭り
9月	高知県障害者スポーツ大会 (フライングディスク)
10月	江陽地区運動会
11月	ゆうあいスポーツ四国大会 (愛媛)
12月	餅つき お疲れさま会
令和 4年 1月	
2月	
3月	休日開催 (次年度事業説明会)
そ の 他	<p>ミュージックケア 毎月1回</p> <p>創作活動 //</p> <p>フラダンス //</p> <p>理学療法士来園 毎月2回</p> <p>避難訓練 年6回 ※うち総合避難訓練：年2回</p> <p>エレベーター点検 //</p> <p>消防設備点検 年2回</p> <p>※ 生活介護事業…日中活動の日課として、その他の取り組みを実施</p>

(4) 利用者年齢別構成 (就労継続支援B型事業・生活介護事業)

令和3年4月1日見込み (単位:人)

性別 年齢	昭 光 園			
	就労継続支援B型 (定員30名)		生活介護 (定員40名)	
	男 性	女 性	男 性	女 性
～19歳				
20～24歳	4		4	3
25～29歳		4	2	5
30～34歳	1	2	2	3
35～39歳	3	2	2	1
40～44歳	2	3	1	1
45～49歳	3	2	6	3
50～54歳	1	2	2	2
55～59歳	2		1	3
60～64歳	2			
65～69歳	1		1	
70～74歳				1
75歳以上				
小 計	19	15	21	22
合 計	34		43	

*曜日によって利用者数に変動あり。(契約による)

(5) 利用者障害支援区分構成 (就労継続支援B型事業・生活介護事業)

令和3年4月1日見込み (単位:人)

区分 性別	昭 光 園			
	就労継続支援B型 (定員30名)		生活介護 (定員40名)	
	男 性	女 性	男 性	女 性
区分6			4	5
区分5	2		5	8
区分4	5	4	11	7
区分3	5	3	1	2
区分2	3	4		
区分1				
未認定	4	4		
小 計	19	15	21	22
合 計	34		43	

*障害支援区分…その方の障害の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分(区分1～6:区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い)

*就労継続支援B型事業の利用対象者:区分による利用制限なし

*生活介護事業の利用対象者:区分3以上

(年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上)

《 昭光園「すまいる」 》

・放課後等デイサービス事業「すまいる」 定員 10 名

運 営 方 針 （事業共通）

1. 法人の基本理念及び運営方針を事業所運営におけるすべての礎とする。
2. 利用者一人ひとりに向き合い・寄り添い「自分たちのことは自分たちで決める」という利用者の自己選択・自己決定の意思を大切にする利用者主体の支援に努める。
3. 利用者が安心して過ごせる場所となるよう支援の充実を図る。
4. 職員が「ここで働きたい」と思える職場づくりに努める。
5. 地域における社会資源としての役割を果たす。

事 業 計 画

1. 放課後等デイサービスガイドラインに基づく事業運営に努める。
2. 選ばれる事業所を目指し、利用率アップや利用契約者の増加につなげる。
3. 人を人として大切にする取り組み（権利擁護・虐待防止）を一層進める。
4. 短期的・長期的な視点を持ち、“その人らしい暮らしの実現”に向けチームで支援する。
5. 事故報告書やヒヤリ・ハット報告書の分析とそれに基づく改善を徹底する。
6. 支援記録システムの活用を促進する。
7. ハード面・ソフト面において働きやすい職場づくりに努め、職員体制を安定させる。
8. 児童発達支援センターしんほんまちと合同で児童部門として職員のスキルアップに努めるとともに、事業所内外におけるその他の職員研修の充実を図る
9. 南海トラフ地震等 大規模災害時対策に引き続き取り組む。
10. 新型コロナウイルス感染対策に取り組む。
11. 地域におけるコミュニティの1つとなれるよう努める。

重 点 目 標 （昭光園共通）

- ・選ばれる事業所を目指し、利用率アップや利用契約者の増加につなげる。
- ・新型コロナウイルス感染対策のさらなる徹底を図る。

（放課後等デイサービス事業「すまいる」）

1. 自分の気持ちを適切な方法で伝えられるようコミュニケーションの支援をおこなう。
2. 社会や集団でのルールやマナーを学ぶためにSST（ソーシャルスキルトレーニング）（*1）の時間を設ける。

3. 就労継続支援B型事業や生活介護事業と連携して、将来に向けた体験の機会を設ける。
4. 個々のニーズや目標にむけて、成長に合わせた課題や活動を計画する。
5. 児童の発達や特性に関して共通認識のもと支援がおこなえるよう関係機関と連携を図る。

(*1) SST (ソーシャルスキルトレーニング) : 社会で人と人とが関わりながら生きていくために欠かせない能力を身につける訓練。

事業内容

(1) 活動 (放課後等デイサービス事業「すまいる」)

放課後等支援 (全体やグループでの活動、及び、個別の活動)・個々の発達において必要に応じた支援・その他 (排泄や食事等介助)

(2) 日課 A (通常) (放課後等デイサービス事業「すまいる」)

時間	摘要
13:00~18:30	送迎・受入れ・活動 (各学校の終了時間による)
18:30~18:45	時間外保護 (1回300円実費負担)

日課 B (学校休業日・長期休み時) (放課後等デイサービス事業「すまいる」)

時間	摘要
8:00~10:30	時間外延長受入れ (放課後等支援時間延長加算対応)
10:30~12:00	活動
12:00~13:00	昼食支援
13:00~18:30	活動
18:30~18:45	時間外保護 (一回300円実費負担)

(3) 年間行事予定表 (放課後等デイサービス事業「すまいる」)

年 月	主 要 及 び 関 連 行 事
令和 3年 4月	春休み開設
5月	
6月	夏休み利用申込受付期間
7月	夏休み開設
8月	夏祭り(昭光園) 夏休み開設
9月	
10月	保護者対象レクリエーション
11月	冬休み利用申込受付期間
12月	冬休み開設
令和 4年 1月	冬休み開設 次年度利用申込受付期間
2月	春休み利用申込受付期間
3月	春休み開設
そ の 他	創 作 教 室 毎月1回 買 い 物 随 時 散 歩 // ミュージックケア // 体 操 教 室 // おやつ・料理作り // その他 学校代休日・長期休み時には外出等を企画・実施
	避 難 訓 練 年6回 ※うち総合避難訓練：年2回 エレベーター点検 // 消 防 設 備 点 検 年2回

(4) 利用者年齢別構成 (放課後等デイサービス事業「すまいる」)

令和3年4月1日見込み (単位:人)

性別 年齢(学年)	性別		性別 年齢(学年)	性別	
	男性	女性		男性	女性
7歳(小1)			13歳(中1)	1	
8歳(小2)	3		14歳(中2)	1	
9歳(小3)	1		15歳(中3)		
10歳(小4)	1		16歳(高1)	3	1
11歳(小5)	2		17歳(高2)	1	
12歳(小6)			18歳(高3)		1
小学部 小計	7		中/高等部 小計	6	2
			小/中/高 小計	13	2
			小/中/高 合計	15	

※曜日によって利用者数に変動あり。(契約による)

《 福祉牧場 おおなる園 》

- ・ 障害者支援施設（施設入所支援・生活介護）定員 60 名 ・ 施設入所支援併設型 生活介護事業
- ・ 短期入所事業（対象利用者：主として知的障害児・者、日課：施設入所支援・生活介護に準ずる）定員 2 名
- ・ 地域生活支援事業（日中一時支援 《対象利用者：主として知的障害児・者》） 定員 2 名

運 営 方 針

1. 利用者や社会に信頼される法人の経営・運営を行う。
2. 経営環境の変化や課題に対応できる組織づくりを行う。
3. 利用者一人ひとりに加え職員の人権と尊厳を大切にする。
4. 支援における専門性の確立とその確保に努め、新たな変化に対応できる組織としての強化を行う。
5. 利用者の意思を尊重し、施設や地域での生活が充実して送れるよう可能な限り、一人ひとりのニーズにあった支援を提供する。
6. 職員が働きやすい職場づくりに努め、人材の確保・育成・定着を図る。
7. 職員一人ひとりが経営・運営を行う一員としての自覚を持ち、活気ある職場の実現を図る。
8. 大規模災害や新規感染症他に対する備えを継続的に行う。

事 業 計 画 （*短期入所事業・日中一時支援事業・施設入所支援併設型 生活介護事業はこれに準ずる。）

1. 利用者の権利擁護の視点に立ち、家族や市町村等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて成年後見制度の活用を推奨する。また、職員一人ひとりを大切な存在として捉え、心身ともに健康で業務にあたるよう業務の効率化・適切な勤務時間を把握するよう努める。
2. 日常生活の中で利用者の「本当の思い」を理解することに努め、思いを実現する為の仕組みづくりと「本当の思い」を叶えるための相互的な支援が実践できる現場づくりに努める。
3. 利用者にとっての生きがいや安心、安全な暮らしとは何かを常に念頭に置き、支援員一人ひとりが、あるいは施設全体で考え、適切な個別支援ができることを目指す。
4. 利用者の高齢化による身体機能の低下に伴い、転倒・イスやベッドからの転落・誤嚥等のリスクが増加傾向となっているため、各種研修の受講及び職場研修による支援スキルの向上に努める。さらに、利用者個々の状況の変化に応じて個別支援計画書等を見直し、より良いサービスが提供できるよう取り組む。
5. ご家族の高齢化や世代交代が進んでおり、成年後見制度の利用についての情報提供を継続するとともに、近い将来についての協議を進める。
6. 職員一人ひとりが見通しと目標を持って仕事に立ち向かい、自らの成長への願いと力量を高めていくことのできる職場づくりをすすめる。また、風通しの良い職場づくりを目指し、感謝の気持ちを伝えながらチームで支援する意識の向上を図る。

7. 火災訓練、地震・風水害対策、防犯対策等の総合防災訓練を実施し、利用者が安心して安全に日常生活、社会生活が送れるよう対策強化に努めるとともに、感染症に関するマニュアル等の見直し、改編に取り組む。
8. 新型コロナウイルス感染対策において知識の向上に努め、「持ち込まない」「持ち込ませない」を基本的な考えとし、利用者がより一層安心安全に生活できるよう支援に努める。

重点目標

- ・目標や目的を共有し、実行する。
- ・新型コロナウイルス感染対策の徹底。

事業内容

(1) 日課 障害者支援施設（施設入所支援事業・生活介護事業）

* 短期入所事業・日中一時支援事業・施設入所支援併設型 生活介護事業はこれに準ずる。

平日		土曜日／日曜日／祝日	
時間	摘要	時間	摘要
7:00～	起床・身支度・居室整理	7:00～	起床・身支度・居室整理
8:00～10:00	朝食・歯磨き・整容・活動準備 *（併設）生活介護事業/9:00～ 送迎利用者は時間が異なります。	8:00～9:00	朝食・歯磨き・整容
9:45～10:00	（各通り）ラジオ体操・運動	9:00～12:00	自由時間
10:00～11:00	午前の活動		
11:00～12:00	休憩（自由時間）		
12:00～13:30	昼食・自由時間	12:00～13:30	昼食・自由時間
13:45～15:00	午後の活動・自由時間	14:00～18:00	自由時間 *日曜日：入浴は休み 但し、必要に応じてシャワー浴
15:00～ 15:00～18:00	入浴 休憩（自由時間） *（併設）生活介護事業/～16:00 送迎利用者は時間が異なります。		
18:00～19:30 ～21:00	夕食 自由時間	18:00～19:30 ～21:00	夕食 自由時間
21:00	消灯	21:00	消灯

※利用者個々の状況により、時間は異なります。

(2) 年間行事予定表

年 月	主要 及び 関連行事	
令和3年 4月	神田地区花いっぱい運動	
5月	高知県障害者スポーツ大会	愛園月間（衣替えを中心に）
6月	ソフトボール大会	福寿園バザー
7月	神田小学校交流	
8月	フライングディスク大会	
9月	おおなろ祭り	夏のお楽しみ会
10月	ゆうあいスポーツ四国大会 愛園月間（衣替えを中心に）	スピリットアート出展 ハロウィン
11月	中部地区施設交流会 神田地区花いっぱい運動	鳴田ふれあい美術展出展 神田小学校音楽会 仁淀川マラソン
12月	クリスマス会	高知市消防職員協議会との交流
令和4年 1月	お正月	
2月	バレンタインデー	
3月	KUTV健康マラソン大会	龍馬脱藩祭（和霊神社） お花見
その他	施設消毒	年 1回（5月）
	定期健康診断	年 2回（7月・1月）
	顧問医来診	毎月 1回（第2木曜日）
	歯科医来診	隔月 1回
	体重測定	毎月 1回
	避難訓練	〃（5・11月：総合消防訓練）
	歯科通院	毎週 1回（火曜日）
	フライングディスク教室	毎月 1回（第1月曜日）
	ミュージックケア	〃（第3木曜日）
	ポッチャ教室	〃（第3・第4金曜日）
	料理教室	〃（各通り）
	サニーマート出店	〃（第3金曜日/神田店 店頭にて）
	理学療法士来園	毎月 2回（第1・第3火曜日）
	創作教室	〃（第1・第3金曜日）
	スポーツ吹き矢	〃（第1・第3日曜日）
	外出・旅行他	随時

(3) 利用者年齢別構成 障害者支援施設（施設入所支援事業・生活介護事業）

※併設型生活介護事業除く

令和3年4月1日見込み（単位：人）

年齢	性別		合計
	男性	女性	
～19歳			
20～24歳			
25～29歳			
30～34歳	1	1	2
35～39歳	1	1	2
40～44歳	1	3	4
45～49歳	8	8	16
50～54歳	13	6	19
55～59歳	8	7	15
60～64歳		1	1
65～69歳			
70～74歳	1		1
75歳以上			
合計	33	27	60

(4) 利用者障害支援区分構成 障害者支援施設 (施設入所支援事業・生活介護事業)

※併設型生活介護事業除く

令和3年4月1日見込み (単位:人)

区分 性別	おおなる園			
	施設入所支援 (定員60名)		生活介護 (定員60名)	
	男性	女性	男性	女性
区分6	28	23	28	23
区分5	5	4	5	4
区分4				
区分3				
区分2				
区分1				
未認定				
小計	33	27	33	27
合計	60		60	

*障害支援区分…その方の障害の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分(区分1～6:区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い)

《 障害者支援施設 》

*施設入所支援事業の利用対象者:区分4以上

(年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分3以上)

*生活介護事業の利用対象者:区分4以上《施設入所と一緒に利用する場合》

(年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分3以上)

《 東部障害者福祉センター 》

- ・生活介護事業「ゆう」 定員 20 名
- ・地域生活支援事業（日中一時支援事業）定員 2 名

運 営 方 針

1. 利用者や社会に信頼される事業所の経営・運営を行う。
2. 経営環境の変化や課題に対応できる組織づくりを行う。
3. 利用者及び職員の人権と尊厳を大切に支援する。
4. 職員の専門性を高める。
5. 利用者が健康で安心して楽しく生活や社会参加ができることに支援の充実を図る。
6. 働きやすく活気ある職場風土をつくり、人材の確保・育成・定着を図る。
7. 職員一人ひとりが経営・運営を行う一員としての自覚を持ち、活気ある職場の実現を図る。
8. 大規模災害や新規感染症他に対する備えを継続的に行う。

事 業 計 画

1. 経営環境の変化や課題に対応できるよう、本部機能と連携する。
2. 権利擁護・虐待防止の知識を深め、一人ひとりをかけがえのない存在として大切にする。
3. 専門職としての向上のために必要な研修の機会を与えることや知識を得ることで、専門的技術と知識を持って利用者の支援にあたるように努める。
4. 全体活動はもとより、多様化してきた個別のニーズに応え、今まで以上に求められる事業所を目指し、関係機関と連携しながら利用者の定員確保に努める。
5. 職員それぞれの役割を明確にし『ONE TEAM (ワンチーム)』で利用者支援に努める。
6. 職員一人ひとりの建設的な意見を積極的に取り入れる等、職員の育成を図ると共に、働き方を見直しながら、やりがいを感じられる取り組みやワークライフバランスの充実を目指し、働きやすい職場環境作りに努める。
7. 災害による被害や精神的不安を最小限に抑えるため、災害マニュアル・BCP（事業継続計画）及び安否確認システムの周知徹底を図ると共に、防災研修、防災用品の整備と補充・非常用設備の取扱周知等、有事の対策に取り組む。
8. 新型コロナウイルス感染対策として、マスク着用・手洗い・うがいの実施、利用者及び職員の健康チェック表・消毒の継続や活動・食事・送迎等での3密にならない環境を整える。

重点目標

- ・目標や目的を事業所やチームで共有し実行する。
- ・「感染しない・感染させない」を強く意識し、新型コロナウイルス情報の収集と感染対策に取り組む。

事業内容

(1) 内容 (生活介護事業「ゆう」) * 日中一時支援事業はこれに準ずる。

活動・身体機能維持の為の支援 ・生活相談支援 ・創作活動 ・その他

(2) 日課 (生活介護事業「ゆう」) * 日中一時支援事業はこれに準ずる。

時間	摘要
8:30～ 8:40	職員会
8:40～	送迎サービス
9:15～	利用者受け入れ
10:00～11:00	健康チェック・余暇活動等
11:00～11:50	午前活動等
11:50～13:30	昼食・休憩等
13:30～15:00	午後活動等
15:00～15:35	帰りの準備
15:35～17:00	送迎サービス

*事業の状況や行事、その時々の利用者の状態に合わせて活動内容の検討・変更を行う。

(3) 年間行事予定表 (生活介護事業「ゆう」)

年 月	主 要 行 事	活 動 内 容
令和3年 4月	お花見見学ドライブ	外部講師
5月	県障害者スポーツ大会練習 (個別) 県障害者スポーツ大会 (個別) 花壇づくり (花・野菜など)	・理学療法士来園 (年3回) ・動作法 (月2回)
6月	健康診断 あじさい見学ドライブ	・さをり教室 (月1回) ・絵画教室 (月1回)
7月	映画上映会 七夕飾り作り	・ミュージック・ケア (月1回)
8月	よさこい祭り見学 夏祭り 音楽交流会	・スピリットアート展出展用 作品作り (6月～8月)
9月	防災用昼食体験	・部活動 (写真・創作・スポーツ 等)
10月	障害者スピリットアート展 ハロウィン	・ゆうゆう会 (自治会活動・月1回)
11月	コスモス見学ドライブ 中部地区スポーツ交流会	・カラオケ大会
12月	クリスマス交流会 忘年会 (お疲れさま会)	・昼食・軽食作り、 昼食デリバリー (テイクアウト) ・個別外出 (不定期)
令和4年 1月	初詣 新年会 映画上映会	・消防・避難訓練 (年2回) ・実習生の受入 (福祉専門・県立大等)
2月	節分 (豆まき 他) バレンタインイベント	・音楽交流 (岡豊高、葛島保育園 他)
3月	ひな祭り (雛飾り作り) 映画上映会 音楽発表会	・奏店頭にてパン購入

(4) 利用者年齢別構成 (生活介護事業「ゆう」)

令和3年4月1日見込み (単位:人)

性別 年齢	男性	女性
～ 19歳	1	1
20歳～ 24歳	2	
25歳～ 29歳	1	2
30歳～ 34歳	2	
35歳～ 39歳	1	1
40歳～ 44歳		2
45歳～ 49歳	3	2
50歳～ 54歳	1	2
55歳～ 59歳		1
60歳～ 64歳		2
65歳～ 69歳	3	4
70歳～ 74歳		1
75歳以上		
合計	14	18

*曜日によって利用者数に変動あり。(契約による)

(5) 利用者障害支援区分構成 (生活介護事業「ゆう」)

令和3年4月1日見込み(単位:人)

区分	性別	
	男性	女性
区分6	2	4
区分5	3	4
区分4	5	5
区分3	2	4
区分2	1	
区分1		
未認定	1	1
小計	14	18
合計	32	

*障害支援区分…その方の障害の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分(区分1～6:区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い)

*生活介護事業の利用対象者:区分3以上
(年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上)

《 東部障害者福祉センター「とも」 》

- ・ 指定特定相談支援事業
- ・ 指定障害児相談支援事業

運 営 方 針

障害者又は障害児が能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営む事ができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定計画相談支援を利用者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。

事 業 計 画

1. 障害種別や分野を問わず他の相談支援事業所、行政機関、医療機関、福祉サービス事業所、民間サービス事業所などの地域の社会資源との連携を重視し深めることに努める。
2. 障害のある方の人権の理解や生活の質の向上のために、地域への啓発啓蒙や必要なサービスの検討・改善・創設を進め、障害のある人が安心した気持ちで住みやすい地域づくりを行うことに努める。
3. 利用者等の意思を尊重し、利用者等の自己選択・自己決定を重視しながら、生活が充実して送れるよう、利用者等が主体となる相談支援を提供することに努める。
4. 相談支援専門員として、内部・外部研修へ参加し、アセスメントやモニタリングなどの面談技術、適切なサービス利用に向けたケアマネジメントについて学び、それについて共有し合い、相援支援の質の向上に努める。
5. 利用者や家族が持っている強みやニーズを支え、抱えている課題の解決など個別性に配慮したサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成を心がけ、継続した状況把握を行うことで生活の質の向上に努める。
6. 災害による被害や精神的不安を最小限に抑えるため、災害マニュアル・BCP（事業継続計画）及び安否確認システムの周知徹底を図ると共に、防災研修、防災用品の整備と補充・非常用設備の取扱周知等、有事の対策に取り組む。
7. 来所や訪問時等には、新型コロナウイルス感染対策を行う。

重 点 目 標

- ・ 目標や目的を事業所やチームで共有し実行する。
- ・ 「感染しない・感染させない」を強く意識し、新型コロナウイルス情報の収集と感染対策に取

り組む。

事業内容

(1) 計画相談支援内容

- ・サービス等利用計画案、障害児支援利用計画案作成のための訪問
- ・高知市委託事業聞き取り調査
- ・サービス担当者会の開催
- ・サービス等利用計画、障害児支援利用計画の交付
- ・サービス等利用計画、障害児支援利用計画のモニタリングの実施

(2) その他

- ・高知市自立支援協議会や相談支援検討会、高知市主催勉強会への参加
- ・困りごとへの対応 など

(3) 計画作成・モニタリング対応数（見込み）

月	項目	計画作成（件）		モニタリング（件）		月合計
		成人	児童	成人	児童	
令和3年	4月	6	1	17	7	31
	5月	4	2	42	8	56
	6月	15	1	10	7	33
	7月	4	3	23	6	36
	8月	8	5	12	8	33
	9月	6	5	15	1	27
	10月	7	4	14	6	31
	11月	10	8	34	4	56
	12月	4	7	18	2	31
令和4年	1月	15	6	14	2	37
	2月	8	6	12	4	30
	3月	7	4	16	4	31
	年合計	94	52	227	59	432

《 高知市障害者相談センター 「東部」 》

・委託相談支援事業

運 営 方 針

高知市障害者相談支援事業の委託を受け、利用者が有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営む事ができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害者相談支援事業を利用等の意向、利用者の適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。

事 業 計 画

1. 高知市の委託事業であるため、「中立公正」な相談支援を念頭に置き、利用者の生活相談・就労相談などができるように努める。また、高知市の基幹相談センターとの連携を密にし、関係機関の役割を理解したうえでネットワークを構築し、利用者の利益につながる関係作りに努める。
2. 障害者個々の実態把握、検証をする中で、地域における課題の把握、民生委員等との連携、社会資源の探索等を行い、地域自立支援協議会等において積極的参画に努める。
3. 東部圏域の総合相談窓口として、様々な課題を持つ障害児・者からの相談に応じ、適切かつ効果的な業務遂行に努める。特に、虐待については関係機関との連携の中で早期発見・早期対応に努める。
4. 相談支援における面談技術やケアマネジメントについての学びを深め、研修会への参加や自己研鑽による知識や技術の向上を図り、支援の質の向上、より高い専門性を得ることに努める。
5. 利用者の自己選択、自己決定を重視し、利用者が主体となる相談支援を提供することに努める。利用者一人ひとりの人権と尊厳を大切にし、利用者の生活が充実して送れるよう一人ひとりのニーズにあった支援を提供する。
6. 南海トラフ地震等に備え、東部圏域の障害者及び避難場所の実態把握を行い、早期に対応できるように努める。
7. 来所や訪問時等には、新型コロナウイルス感染対策を行う。

重 点 目 標

- ・目標や目的を事業所やチームで共有し実行する。
- ・「感染しない・感染させない」を強く意識し、新型コロナウイルス情報の収集と感染対策に取り組む。

事業内容

(1) 個別支援業務

- ・総合相談窓口（児者・障害種別を問わない総合的な地域の窓口機能）
- ・福祉サービスの利用支援
- ・専門機関の紹介
- ・社会資源を活用するための支援
- ・権利擁護のために必要な支援

(2) 地域支援業務

- ・高知市自立支援協議会の運営への協力（検討会含む）
- ・関係機関のネットワークづくりに関する業務
- ・地域住民に関する啓発広報活動

(3) その他

- ・事業計画、実施状況等の報告
- ・地域内における障害者等の実態把握及び要援護者台帳への記載
- ・各種研修会や担当者会議等への出席
- ・各種記録及び月報の報告

《 くすくすひろっぱ 》

・高知市地域子育て支援拠点事業 子育て支援センター

運 営 方 針

地域の子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを促進するため、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進をするほか、日常の信頼関係のもと、子育てに関する相談や援助を行い、必要に応じて専門機関と連携していく。また、地域の子育て支援情報の収集や提供、育児講座を開くなど、子育て支援拠点施設として活動する。

事 業 計 画

1. 交流の場としての環境を整えるとともに、子どもの遊びを通じて保護者同士の交流が促進されるよう支援する。
2. 地域で開催されている子育て関連事業の情報や、子育てに関する様々な情報を利用者に提供し、活動・相談場所の幅が広がるよう支援していく。
3. 子育てに関する知識を有する幅広い人材資源を活用し、講習を行うなど、保護者の育児不安の軽減を図ったり育児の中のお楽しみ体験をしたり手作り遊具の製作等を実施し、子育てを支援する。
4. 傾聴を主として保護者に寄り添い、相互の信頼関係のもと相談や援助を行うことにより、保護者の不安感や負担感を和らげ子どもの健やかな育ちを支援する。また、相談内容や様子によっては、専門機関と連携し、必要な機関につなげてゆく。
5. 災害による被害や精神的不安を最小限に抑えるため、災害マニュアル・BCP（事業継続計画）及び安否確認システムの周知徹底を図ると共に、防災研修、防災用品の整備と補充・非常用設備の取扱周知等、有事の対策に取り組む。
6. 新型コロナウイルス感染対策として、手指消毒・センター内消毒・入室の際の健康確認・体温の測定等や3密を避ける事、マスクの着用等の感染対策をしっかりとっていく。

重 点 目 標

- ・目標や目的を事業所やチームで共有し実行する。
- ・「感染しない・感染させない」を強く意識し、新型コロナウイルス情報の収集と感染対策に取り組む。

事業内容

(1) 活動

- ・主に0～3歳児対象の手作り遊具の設置及び四季の行事等に関連した遊び場の工夫
- ・日常の相談の他、年7回の専門家（保健師・助産師）による育児相談会の実施
- ・伝言板やパンフレット棚を利用した情報の掲示 及び くすくすだよりの発行
- ・育児講座、誕生会、絵本の読み聞かせ、ふれあい遊び、よちよちランド等の実施
- ・利用者の安全に配慮し、避難訓練や遊具の点検・製作・消毒を定期的に行う
(新型コロナウイルス感染対策として、丁寧なセンターの消毒・清掃や遊具の消毒を実施)

(2) 日 課 (高知市地域子育て支援拠点事業 くすくすひろっぱ)

時 間	摘 要
8 : 3 0 ~ 8 : 4 0	職員会
8 : 4 0 ~ 9 : 0 0	受け入れ準備
9 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0	活動
1 6 : 0 0 ~ 1 7 : 1 5	後片付け・遊具の消毒・清掃・記録整理

(3) 年間行事予定表 (高知市地域子育て支援拠点事業 くすくすひろっぱ)

年 月	主 要 行 事	活 動 内 容
令和3年 4月	ベビーヨガ	・誕生会 (月1回)
5月	ふれあい遊び	・おもちゃ点検・補修
6月	英語で遊ぼう	・センター施設消毒日 (月2回)
7月	ママと赤ちゃんのヨガ 七夕のお願い	・おもちゃの消毒 (毎日午前・午後) ・育児講座 (月1～2回)
8月	ふれあい手遊び・歌遊び	・保健師による育児相談 (年5回) ※うち、2回は高知市主催
9月	歯の健康について知ろう 敬老の日のはがき製作	・助産師による育児相談 (年2回)
10月	離乳食・幼児食講座	・季節の製作 (適宜)
11月	ママと赤ちゃんのヨガ	・絵本タイム (適宜)
12月	手作りおもちゃを作ろう 英語で遊ぼう	・リズム体操 (適宜) ※コロナ禍休止中
令和4年 1月	手作りおもちゃを作ろう ふれあい手遊び・歌遊び	・絵本の読みきかせ/ふれあい遊び (毎週木曜日 午前・午後)
2月	マイおひな様を作ろう こどものコンサート	・季節毎の読み聞かせ ふれあい遊びコーナー
3月	応急処置を知ろう おはなしお届け隊	・よちよちランド (年6回) ・避難訓練 (年2回) ※火災・地震

(4) 利用者年齢別構成 (高知市地域子育て支援拠点事業 くすくすひろっぱ)

主として概ね3歳未満の乳幼児とその保護者

《 児童発達支援センターしんほんまち 》

- ・児童発達支援事業「あゆみ」 定員 30 名
- ・保育所等訪問支援事業「あゆみ」
- ・放課後等デイサービス事業「ふらっぷ」 定員 10 名

運 営 方 針 (事業共通)

1. 法人の基本理念及び運営方針を事業運営における全ての礎とする。
2. 支援における専門性の確立とその確保について、職員一人ひとりが自覚を持って努めるように育成する。
3. 利用児童が安心して安全に過ごせるよう支援の充実を図る。
4. 利用児童が地域でより豊かな生活が送れるよう支援する。
5. 大規模災害や新規感染症他に対する備えを継続的に行う。
6. 地域における社会資源としての役割を果たす。

事 業 計 画 (事業共通)

1. 人を人として大切にすることを進める。
2. 利用児童を取り巻く環境面を含めたアセスメントを充実させ、チームで支援にあたる。
3. 専門職としての意識と力量（感受性・支援力・知識）を高めるため、施設内外研修の充実を図る。
4. 家族同士の横のつながりを大切に考え、園内行事やセンター主催の勉強会等を通して、相互に相談し合える環境を整える。
5. 南海トラフ地震等の災害想定に沿い、実態に即した避難訓練を実施する。また、防災用品の整備と補充・非常用設備等の取扱周知を行い、職員の防災意識を高める等、いざという時の対策に取り組む。
6. 新型コロナウイルス感染対策を徹底する。

重 点 目 標

- ・相手の気持ちに思いを寄せることができる職員を育てる。
- ・新型コロナウイルス感染対策の徹底と継続。

(児童発達支援事業「あゆみ」)

1. 利用児童の健やかな成長の『根っことなる“心”』を育む支援を行う。
 - ① 楽しみながらコミュニケーション力や社会性の力を育むことができる支援に努める。
 - ② ありのままの自分を大切にする自己肯定感や自信を育む支援に努める。
 - ③ 2歳から就学前の子どもたちの、それぞれの発達状況やニーズに応じた生活習慣の獲得やコミュニケーション力の育ちについて児童発達支援計画を作成し、これに基づく療育を行う。
2. 家族の「子どもを愛おしいと思う心」を育てる支援を行う。
 - ① 保育所や幼稚園等 及び 相談支援事業所等の関係機関とも連携を図る。就学にあたっては、不安を抱える子どもと保護者・小学校等との繋ぎ役として 新しい環境にスムーズに移行できるように支援する。
 - ② ペアレントトレーニング（*1）等の実施 及び 定期的な学習会等を実施する。
3. 利用児および保護者が気持ちよく登降園できるように、テラスと園庭の風雨除け施設整備を行う。

（*1）ペアレントトレーニング：保護者の方々が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラム。

(保育所等訪問支援事業「あゆみ」)

1. 家族の依頼に基づき、保育所等への訪問を実施する。
2. 利用児童が集団生活の場所（保育所や学校等）で安心して過ごせるよう、利用児童の所属先のスタッフとの情報共有や支援面における具体的なアドバイス等をする。
3. 保護者の心の安定が子どもたちの自尊感情を育てることに繋がると考え、保護者が安心して保育所や学校等に利用児童を通わせる事が出来るように連携を図る。

(放課後等デイサービス事業「ふらっぶ」)

1. 個々の発達や特性を理解した上で、ニーズに応じた活動への参加及び生活習慣の習得やコミュニケーション等々との関わり、社会のルールを知ること等を中心においた個別支援計画書を作成し、これに基づいた支援をする。
2. 社会資源を活用しながら日々の活動内容の充実を図るとともに、様々な経験を通して自己選択や自己決定の機会を増やす。
3. 異年齢の集まる集団の中で、安心して過ごせる場にするるとともに、その中で遊びの拡がりや人と関わる楽しさを感じることができるように必要な支援をおこなう。

4. 家庭や学校、相談支援事業所等と連携を図りながら支援の充実に努める。また、授業参観など学校を訪問する機会を作り積極的な情報交換に努める。

事業内容

(1) 活動

(児童発達支援事業「あゆみ」)

- ・子ども一人ひとりの特性や興味・関心を理解し、家族の意向を踏まえたうえで児童発達支援計画を作成、療育を実施する。子どもへのかかわり方や支援の在り方など家族と共有し、協働に努める。
- ・定期的に家族との面談を実施し、子どもの育ちを確かめ合う機会を持つ。また、家族の希望に応じて自由に参観できる場を作る。
- ・児童発達支援ガイドライン（*2）に基づく事業運営に努める。
 - ① そらぐみ：主に2～3歳児を対象とする。*他者との関わりの芽生えのグループ
 - ② ほしぐみ：主に3歳以上を対象とする。*より集団を意識したグループ
 - ③ つきぐみ：主に3歳以上を対象とする。*集団と個別支援を組み合わせたグループ

（*2）ガイドライン：厚生労働省が発信している事業運営の指標、指針。

(保育所等訪問支援事業「あゆみ」)

- ・利用児童が通う保育所や幼稚園、学校等を訪問し、該当児の活動等の様子を観察する。また、該当児に対して必要な支援を行う。
- ・訪問先の担当者と情報共有をするとともに、必要に応じて支援方法等の専門的助言を行う。
- ・保護者に対して児童の様子を報告する。

(放課後等デイサービス事業「ふらっぶ」)

- ・放課後等支援（全体やグループでの活動及び個別の活動）を行う。
- ・必要に応じて、個々の発達に対する療育支援を行う。
- ・その他（排泄や食事介助など）
- ・放課後等デイサービスガイドライン（*2）に基づく事業運営に努める。

(2) 日 課 (児童発達支援事業「あゆみ」)

◆ 月曜日 ~ 金曜日 (通園)

時 間	早朝受入・居残り対応		通常利用
	そら	ほし・つき	
8:00 ~ 10:00	早朝受入時間帯 *時間外保護 (延長支援加算対応)		送迎車出発 (9:00~)
10:00~	登園・自由遊び・トイレ	登園・自由活動	登園・送迎車到着
10:30~	朝の集まり・設定保育・ トイレ	朝の集まり・設定活動・ S S T (*3) (主に年長児)	左記と同様 各クラスの1日の流れ
11:30~	昼食・着替え・トイレ 昼寝	昼食・着替え・昼寝 (必要な 児童のみ)・個別療育 (主に 年長児)	
14:30~	着替え・トイレ	着替え	
15:00~	おやつ・自由遊び 個別療育・トイレ	おやつ・自由活動 個別療育	
15:30~			
16:00~			降園・送迎車出発
16:00 ~ 18:00	居残り時間帯 *時間外保護 (延長支援加算対応) トイレ・降園		
18:00 ~ 18:15	時間外保護 (1回300円実費負担)		

- ・送迎支援：ステーション方式 (*4)
- ・給食提供：業務委託
- ・医療体制：嘱託医、協力医療機関の設置
- ・外部講師による活動：ミュージックケア、動作法 (*5)
- ・スーパーバイザーによるコンサルティング (月1回)

(*3) S S T (ソーシャルスキルトレーニング)：社会で人と人との関わりながら生きていくために欠かせない能力を身につける訓練。

(*4) ステーション方式：決まった停車場所で乗降する送迎方法。

(*5) 動作法：脳性麻痺の子どもの動作不自由を改善するために開発された訓練技法。心と体の調和的な体

験の支援方法として発展し、自閉スペクトラム症や発達障害児への支援技法としても用いられている。

日 課（放課後等デイサービス事業「ふらっぶ」）

◆ 授業終了後

時 間	摘 要
13:30～17:30	送迎・受け入れ・活動（設定・個別）
17:30～18:30	活動（自由） ・ 順次帰宅（家族迎え）
18:30～18:45	時間外保護（1回300円実費負担）

◆ 学校休業日

時 間	摘 要
8:00～10:30	延長支援加算対応による受け入れ（家族送り）
10:30～12:00	活動（設定・個別）
12:00～13:00	昼食支援
13:00～17:00	活動（設定・個別）
17:00～18:30	活動（自由） ・ 順次帰宅（家族迎え）
18:30～18:45	時間外保護（1回300円実費負担）

・送迎支援：授業終了後 学校への迎えのみ（送迎対象地域限定）

学校休業日 送迎なし（家族による送迎）

・外部講師による活動：ミュージックケア、動作法（*5）

(3) 年間行事予定表

(共通：㉞ ， 児童発達支援事業「あゆみ」：㉟ ， 放課後等デイサービス事業「ふらっふ」：㊿)

年 月	主 要 及 び 関 連 行 事
令和3年4月	㉟ 春休み開設
5月	㉞ 総合防災訓練 ㉟ 定期健康診断（嘱託医）*未就園児対象
6月	㉟ 就学についての勉強会（教育研究所）（家族対象） ㉟ 勉強会及び茶話会（保護者対象） ㉟ お楽しみ会（保護者が勉強会に参加する際の児童支援） ㉟ 夏休み利用申込受付期間
7月	㉟ プール遊び ㉟ 夏休み開設
8月	㉟ プール遊び ㉟ 夏休み開設
9月	㉟ 運動会 ㉟ 第一次修了（年長） ㉟ 保護者懇親会
10月	㉟ 勉強会及び茶話会（家族対象）*ペアレント・トレーニング ㉟ 定期健康診断（嘱託医）*未就園児対象 ㉟ 勉強会及び茶話会（保護者対象） ㉟ お楽しみ会（保護者が勉強会に参加する際の児童支援）
11月	㉞ 総合防災訓練 ㉟ 勉強会及び茶話会（家族対象）*ペアレント・トレーニング ㉟ 冬休み利用申込受付期間
12月	㉞ クリスマス会（日程は事業別） ㉟ 冬休み開設
令和4年1月	㉟ 第二次修了（年長児） ㉟ 次年度利用申込受付期間 ㉟ 冬休み開設
2月	㉟ 茶話会（家族対象） ㉟ 春休み利用申込受付期間
3月	㉟ 第三次終了（年長） ㉟ 春休み開設

そ の 他	<p>㊦ ミュージックケア・動作法・SST その他季節に合わせた行事・お誕生日会等 随時 (年長児のSST) 利用児の目標にあわせた外出や買い物等を実施 随時 家族相談会・保護者会・勉強会 随時</p> <p>㊧ ミュージックケア 毎月1回 動作法 毎月2回 買い物 随時 おやつ・料理作り 長期休み時 その他 学校代休日・長期休み時には随時外出等を企画・実施</p>
	<p>㊨ 避難訓練 月1回 ※うち総合防災訓練：年2回 施設消毒 随時 エレベーター点検 随時 消防設備点検 年2回</p>

(4) 利用者年齢別構成 (放課後等デイサービス事業「ふらっぷ」)

令和3年4月1日見込み (単位:人)

性別 年齢 (学年)	性別		性別 年齢 (学年)	性別	
	男性	女性		男性	女性
7歳 (小1)	4	3	13歳 (中1)		
8歳 (小2)			14歳 (中2)		
9歳 (小3)			15歳 (中3)		
10歳 (小4)	6		16歳 (高1)		
11歳 (小5)	2	1	17歳 (高2)		
12歳 (小6)			18歳 (高3)		
小学部 小計	12	4	中/高等部 小計		
			小/中/高 小計	12	4
			小/中/高 合計	16	

※曜日によって利用者数に変動あり。(契約による)

《 福祉事業所 えぼし 》

- ・ 共同生活援助事業 「グループホーム あい」 定員 10 名
- ・ 「グループホーム あいⅡ」 定員 7 名

運 営 方 針

1. 利用者や社会に信頼される事業所の経営・運営を行う。
2. 利用者一人ひとりに加え職員の人権と尊厳を大切にする。
3. 支援における専門性の確立とその確保に努め、新たな変化に対応できる組織としての強化を行う。
4. 利用者の意思を尊重し、施設や地域での生活が充実して送れるよう一人ひとりの必要に応じた支援を提供する。
5. 安心して落ち着いた気持ちで過ごせるよう、家庭的な住まいとなる環境を作る。
6. その人らしく生きがいをもって生活できることを大切にする。
7. 職員が働きやすい職場づくりに努め、人材の確保・育成・定着を図る。
8. 大規模災害や新規感染症他に対する備えを継続的に行う。

事 業 計 画

1. 人権と尊厳を大切にし、その人が望む暮らしの実現の探求と環境づくりに努めると共に、社会情勢の変化や課題に対応できる機能強化を目指す。
2. 人権意識向上、虐待防止に必要な研修に積極的に参加し、知識を深め、一人ひとりがかげがえのない存在として大切にできる意識を高める。
3. 高齢期を迎えた利用者が健康に日々を過ごせることを目指し、気づきの視点を意識し、早期発見、早期対応に努める。
4. 利用者一人ひとりの状況に合わせた食事形態の検討や、季節を反映した食事の提供等、四季のある暮らしを楽しむ機会づくりに努める。
5. 専門性の向上を図るための研修の機会の確保や職員が働きやすい職場環境を整える事により、人材の育成・定着を図る。
6. 南海トラフ地震や風水害などの災害について、様々な場面を想定した避難訓練を実施する。また、災害後の被災生活に備えた準備や他事業所との連携を深める。
7. 事業所の環境、利用者の状態にそった新型コロナウイルス感染対策に最善をつくす。

重 点 目 標

- ・ 目標・目的の共有と実行
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する情報収集と対策強化

(1) 日 課 (共同生活援助事業「あい / あいⅡ」)

時 間	摘 要
6 : 0 0 ~ 8 : 0 0 (平日) 7 : 0 0 ~ 8 : 3 0 (土日祝日)	起床・身支度・洗面
7 : 3 0 ~ 8 : 3 0 (平日) 8 : 0 0 ~ 9 : 0 0 (土日祝日)	朝 食
9 : 0 0 ~ (平日)	通 所
1 2 : 0 0 ~ (休日)	昼 食
1 5 : 0 0 ~ (平日)	帰 宅
1 5 : 3 0 ~	余暇・入浴
1 8 : 0 0 ~	夕 食
1 9 : 0 0 ~	余暇・入浴
2 2 : 0 0 ~	就 寝

※利用者個々の状況により、時間は異なります。

(2) 年間予定

- ・避難訓練…年6回実施 (総合避難訓練、夜間想定訓練、風水害想定訓練含む)
- ・消防設備点検…年2回実施

(3) 利用者年齢別構成 (共同生活援助事業「あい / あいⅡ」)

令和3年4月1日見込み (単位:人)

年 齢	性 別		合 計
	男 性	女 性	
18～34歳			
35～39歳	1		1
40～44歳			
45～49歳	1	1	2
50～54歳		2	2
55～59歳	1	1	2
60～64歳	4		4
65～69歳		2	2
70～74歳	2	1	3
75歳以上	1		1
合 計	10	7	17

《 福祉事業所 えぼし 》

・生活介護事業 「あすか」 定員 20 名

運 営 方 針

1. 利用者や社会に信頼される事業所の経営・運営を行う。
2. 利用者一人ひとりに加え職員の人権と尊厳を大切にする。
3. 支援における専門性の確立とその確保に努め、新たな変化に対応できる組織としての強化を行う。
4. 利用者の意思を尊重し、施設や地域での生活が充実して送れるよう一人ひとりの必要に応じた支援を提供する。
5. その人らしく生きがいをもって生活できることを大切にする。
6. 職員が働きやすい職場づくりに努め、人材の確保・育成・定着を図る。
7. 大規模災害や新規感染症他に対する備えを継続的に行う。

事 業 計 画

1. 利用者一人ひとりの人権と尊厳また意思を尊重し、かつ心身の状態を考慮した活動を提供し、豊かな気持ちで活動できる支援を行う。
2. 人権意識向上、虐待防止に必要な研修に積極的に参加し、知識を深め、利用者一人ひとりをかけがえのない存在として大切にできる意識を高める。
3. 高齢期を迎えた利用者の健康に配慮した活動を行うことで、日々穏やかに過ごせるように専門職の意見も取り入れた支援を行う。
4. 季節の行事を通して、自然の移り変わりを慈しむ等の利用者の希望する活動ができるよう、社会資源の活用や周辺地域との交流の機会を利用するなど、活動の幅を広げる創意工夫に努める。
5. 専門性の向上を図るための研修の機会の確保や、職員が働きやすい職場環境を整える事により、人材の確保・定着を図る。
6. 南海トラフ地震や風水害などの災害について、様々な場面を想定した避難訓練を実施する。また、災害後の被災生活に備えた準備をさらに進める。
7. 事業所の環境、利用者の状態にそった新型コロナウイルス感染対策に最善をつくす。

重 点 目 標

- ・目標・目的の共有と実行
- ・新型コロナウイルス感染症に対する情報収集と対策強化

(1) 日 課 (生活介護事業「あすか」)

時 間	摘 要
8 : 3 0 ~ 8 : 4 0	職員会
9 : 0 0 ~ 1 0 : 0 0	送迎サービス
9 : 0 0 9 : 0 0 ~ 1 0 : 3 0	利用者来所 送迎サービス利用者来所
9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	到着時の健康確認 活動 (創作活動、運動、音楽、外出など) 活動終了 / 片付け / 手洗い
1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 3 0	昼食・休憩
1 3 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0	活動 (創作活動、運動、音楽、外出など) 活動終了 / 片付け / 手洗い
1 6 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	送迎サービス
1 5 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	利用者帰宅

*上記の日課においては、その時々利用者や施設の状況に合わせて活動内容および活動時間の変更を行う。

(2) 年間行事予定表 (生活介護事業「あすか」)

年 月	行 事
令和3年 4月	お花見 温泉外出
5月	バーベキュー おたのしみ外出
6月	あじさい鑑賞外出
7月	七夕会 お楽しみ外出
8月	よさこい見学 夏祭り外出
9月	お月見 お楽しみ外出
10月	スピリットアート見学 コスモス鑑賞外出
11月	紅葉狩り外出 菊の花鑑賞外出
12月	クリスマス・忘年会
令和4年 1月	初詣外出 梅の花鑑賞外出 新年会
2月	節分 バレンタインお菓子作り
3月	ひな祭り
そ の 他	定期健康診断 年1回 避難訓練 年6回 消防設備点検 年2回 理学療法士来所 毎月1回 ミュージックケア // フラダンス // いきいき100歳体操講座 開催期間中に随時 季節を感じられる行事 季節に合わせて開催

(3) 利用者年齢別構成 (生活介護事業「あすか」)

令和3年4月1日見込み (単位:人)

年 齢	性別		合 計
	男 性	女 性	
18～34歳			
34～39歳	1		1
40～44歳			
45～49歳	1	1	2
50～54歳		2	2
55～59歳	1	1	2
60～64歳	4		4
65～69歳		2	2
70～74歳	2	1	3
75歳以上	1		1
合 計	10	7	17

(4) 利用者障害支援区分構成 (共同生活援助事業「あい / あいⅡ」・生活介護事業「あすか」)

令和3年4月1日見込み(単位:人)

区分 性別	福祉事業所えぼし			
	共同生活援助 (定員17名)		生活介護 (定員20名)	
	男性	女性	男性	女性
区分6	1	2	1	2
区分5	6	2	6	2
区分4	3	3	3	3
区分3				
区分2				
区分1				
未認定				
小計	10	7	10	7
合計	17		17	

*障害支援区分…その方の障害の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分(区分1～6:区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い)

*共同生活援助事業の利用対象者:区分による利用制限なし

*生活介護事業の利用対象者:区分3以上

(年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上)

《 昭和会グループホーム しんほんまち 》

- ・ 共同生活援助事業 「ひまわり」 定員 6 名
- ・ " 「とまと」 定員 6 名
- ・ " 「たんぽぽ」 定員 6 名

運 営 方 針

1. 利用者や社会に信頼される事業所の経営・運営を行う。
2. 利用者一人ひとりに加え職員の人権と尊厳を大切にする。
3. 支援における専門性の確立とその確保に努め、組織強化を行う。
4. 利用者の意思を尊重し、グループホームや地域での生活が充実して送れるよう一人ひとりの必要に応じた支援を提供する。
5. 利用者が地域でより豊かな生活が送れることを支援する。
6. 職員が働きやすい職場づくりに努め、人材の確保・育成・定着を図る。
7. 大規模災害や新規感染症他に対する備えを継続的に行う。

事 業 計 画

1. 人権と尊厳を重んじ、利用者の思いに寄り添い、その人らしい暮らしの実現を目標にした生活支援や相談支援を行う。
2. 人権意識向上、虐待防止に必要な研修に積極的に参加し、知識を深め、一人ひとりがかげがえのない存在として大切にできる意識を高める。
3. 新本町という地域の中で、グループホーム周辺の社会資源を有効に活用し、豊かな生活が送れるよう支援する。
4. 地域で行われる活動やイベントなどに積極的に参加し、地域の方々との交流の機会を持つこと等により、地域住民の一員として生活することを支援する。
5. 専門性の向上を図るための研修の確保や職員が働きやすい職場環境を整えることにより、人材の育成・定着を図る。
6. 南海トラフ地震や風水害などの災害について、災害発生時の対応訓練を継続的に行う。
また、災害後の被災生活に備えた準備や他事業所との連携を深める。
7. 事業所の環境、利用者の状態に沿った新型コロナウイルス感染対策に最善をつくす。

重 点 目 標

- ・ 目標・目的の共有と実行
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する情報収集と対策強化

(1) 日 課 (共同生活援助事業「とまと / ひまわり / たんぽぽ」)

時 間	摘 要
6 : 3 0 ~ (平日) 6 : 3 0 ~ (土日祝日)	起 床 ・ 身 支 度 ・ 洗 面 ・ 自 室 清 掃
6 : 4 5 ~ (平日) 7 : 0 0 ~ (土日祝日)	朝 食 ・ 片 付 け
7 : 3 0 ~ (平日)	出 勤 ・ 通 院 ・ 買 い 物
1 6 : 0 0 ~ (平日)	帰 宅
1 6 : 3 0 ~	余 暇 ・ 入 浴 ・ 洗 濯 ・ 夕 食 準 備
1 7 : 3 0 ~	夕 食 ・ 片 付 け ・ 余 暇
1 9 : 0 0 ~	余 暇 ・ 入 浴 ・ 洗 濯
2 2 : 0 0 ~	就 寝 ・ 見 回 り

※利用者個々の状況により、時間は異なります。

(2) 年間活動予定

- ・避難訓練及び総合避難訓練 (年6回) ※夜間想定 / 風水害想定も実施
- ・消防設備点検 (年2回)
- ・地域行事・活動・イベントへの参加
 - 地域でのイベント、清掃活動や不燃物回収日への参加 (随時)
 - 障がい者センター主催イベントへの参加 (毎月案内)
 - ぺったんふくらむ会主催イベントへの参加 (年2回案内)
 - 手をつなぐ育成会主催イベントへの参加 (随時)

(3) 利用者年齢別構成 (共同生活援助事業「とまと / ひまわり / たんぽぽ」)

令和3年4月1日見込み (単位:人)

年 齢	性 別		合 計
	男 性	女 性	
18～34歳	1		1
35～39歳	1		1
40～44歳	1		1
45～49歳	1		1
50～54歳	2	2	4
55～59歳			
60～64歳	1	2	3
65～69歳	2	3	5
70～74歳		1	1
75歳以上		1	1
合 計	9	9	18

(4) 利用者障害支援区分構成 (共同生活援助事業「とまと / ひまわり / たんぽぽ」)

令和3年4月1日見込み (単位:人)

区分 \ 性別	男性	女性
区分6	1	
区分5	1	2
区分4	4	3
区分3	3	3
区分2		1
区分1		
未認定		
小計	9	9
合計	18	

*障害支援区分…その方の障害の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分(区分1～6:区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い)

*共同生活援助の利用対象者:区分による利用制限なし